

高山市告示第5号

公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第7条第1項の規定により、公共工事の発注の見通しに関する事項を次のとおり公表する。

令和8年4月1日

高山市長 田 中 明

記

- 1 公表事項 (1) 工事の名称、場所、期間、種別、概要及び発注見通し公表時点での予定価格。ただし、予定価格が400万円を超えない工事及び緊急性を要する工事を除く。
(2) 入札及び契約の方法
(3) 入札を行う時期（随意契約にあつては、契約締結時期）
- 2 公表方法 閲覧に供するほか、市ホームページに掲載する。
- 3 閲覧場所 高山市役所4階 財務部契約管財課契約検査係
- 4 閲覧期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 5 その他 令和8年10月1日を目途に、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第5条第1項各号に規定する公表事項を見直し、変更後の当該公表事項について、同条第2項に規定する公表方法により公表するものとする。